<u>頂いた</u>ご意見

先生方には大変ご苦労様です。一会員として深く御礼申し上げます。

コメントを申し上げる締め切りを承知しながらついそのままにして、気がつけばその締め切りが明日に迫っております。以下のコメント等についてはすでに委員会内部討論や他の会員からの疑問に対応して何度もご検討されていることとは存じますが、深い関心を持ちつつ読ませていただいた読者の意見として、一応本メールを差し上げる次第です。すでにご考察すみの項目は無視して下さい。

1.最初に気になるのは、倫理規定単独の問題ではなく、学会の目的にも関連する疑問点です。本学会の目的は、「原子力の開発発展に寄与する」こととなっています。これは一見当然のようですが、実際には学会員の中にはこの趣旨に賛成ではないと推測される意見の持ち主(簡単には原子力反対意見の持ち主)もおられます。また純粋に学問的な興味から会員になっている方もおられます。そのような方々にとっては上記目的自体があてはまらないので、倫理規定に見られる基本姿勢も当然ながらあてはまりが悪いでしょう。原子力学会員はすべからく「原子力の開発発展に寄与」すべきであり、たとえば「原子力発電からの段階的な撤退」を目指す人間は入会すべきでないのでしょうか?

頂いたご意見に対する委員会の見解

原子力が現在広く利用されていることは誰しも否定することはできません。原子力利用そのものに反対であるなら、代替策を明示し、現在の原子力利用をどうしていくのかを示す必要があります。そのための不断の努力をする者は会員の資格を有すると考えます。したがって、定款における目的は、原子力に反対する意見をお持ちの方を排除するものではないと解釈すべきと考えております。

頂いたご意見

2.ご高承のように、倫理規定はプロフェッショナル集団が自律的に定めるものですが、 純粋な学術団体には「倫理規定」は不要と聞いております。米国哲学会は倫理綱領を持たず、米国物理学会は 1992 年に至ってやっと倫理規定を策定したがそこでは研究倫理についてのみ触れているということです。日本原子力学会は、定款に明記された目的や今回の倫理規定からは自分たちをプロフェッショナル集団で単なる学術団体ではないと位置づけているように思われます。しかし学術団体とだけ信じて疑わない(定款など読んだことがない)会員、すなはちノンプロフェッショナル的会員も多々おられましょう。その方々にこの規定を受け入れていただくのでしょうか?それともこの規定は学会員全員ではなく、その内の原子力関連業務を生業としているサブグループを対象にしていると理解すべきでしょうか?

頂いたご意見に対する委員会の見解

学術団体とだけ信じて疑わない会員の方も含め、専門家の倫理について考えていただくの が倫理規定制定の趣旨です。規定の対象はあくまで会員全員です。

<u>頂いた</u>ご意見

3.委員会としてもこの倫理規定が将来とも不変のものとは考えないとのことです。であればなおさら、どこかに見直しの時期を明記する、または本規定が本学会としてはじめての試みなので会員の声を受けて見直しは考える旨を明記いただく方がよろしいのでは?

頂いたご意見に対する委員会の見解

残念ながら見直しの方法や時期については決まっていないというのが実情です。したがって倫理規定中にこれを明記するのは困難です。しかし前書きのような形でこれを付記するようにしたいと存じます。

頂いたご意見

4.項目 5-2 だけ、「情報の意図的隠蔽は・・・」という解説文を添え書きしておられます。 ここだけが自明でなく、他の条文の提示理由は自明と言うことでしょうか?解説が必要な らここだけに書き込むのではなく別途各条文ごとに明記した方がよいのでは?

頂いたご意見に対する委員会の見解

この部分は特に強調したいということで書き込んであります。倫理規定は十分に推敲すべきであり、条文の書き方はできる限り統一を図るべきだとは思いますが、それ以上に内容の吟味のほうが大切です。委員会としてもさらに推敲を重ねたほうがより良いものになることを否定いたしませんが、時間の制約もあり、ぎりぎりご同意いただける範囲内にありましたらお認めいただければ幸いです。なお、今後の改定の際にはさらに推敲を重ねたいと存じます。

頂いたご意見

5.項目 6-2 に「啓蒙」という術語があります。これには強い違和感を覚えます。小生個人としては Public Acceptance という表現さえ、(こちらは正しい技術、価値ある技術を開発しているので、説明を十分すれば受容されるはず)という雰囲気があって無神経に感じます。まして啓蒙(蒙を啓く)では知識のある側が無知な側に十分教えるというトーンが拭えません。小生は立地県で何度か講演しましたが、こんな表現は使ったことがありませんでした。知識量に大差がある医者対患者の話し合いの場合でさえ、「医師による啓蒙」や「医師の提案の Acceptance」などとは表記していません。

頂いたご意見に対する委員会の見解

ご指摘いただいた点を考慮し、6-2を以下のように修正させていただきました。

< 科学的事実の普及 >

「会員は、専門知識をわかりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。

頂いたご意見

6.項目 7-3 は一般職業人心得に思えます。特に倫理規定内に明記される理由は何でしょうか?

頂いたご意見に対する委員会の見解

学会の倫理規定は原子力の専門家としての行動の倫理的あり方を記述したものです。専門家は当然職業人です。そして多くの場合、被雇用者です。倫理の問題で難しいのは果たすべき複数の義務に相反がありうることです。たとえば情報公開の義務は被雇用者としての義務と相反関係となる状況が生じる可能性は否定できません。相反が生じたときには前者を優先すべきだと考えますが、具体的行動は会員自身で見出さなければなりません。ここで大切なのは規定の中に相反するものがあることの認識です。したがってこの項目は一般職業人心得ともいえますが含めることにしました。なお、会員は専門家として以外にも社会や家庭で役割を有しています。それらの役割に関する倫理は含めておりません。